

第15回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数栄
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第15回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署

名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告がありませんので、このまま議事に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、3件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

番号1につきましては、借受人が同地内に携帯電話用の基地局を建てるにあたり、周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための転用となります。ちなみにこの携帯電話用基地局につきましては、農地法第5条第1項第7項及び農地法施行規則第53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要としないものであります。事業者である株式会社ミライトからはこの一時転用の許可申請と共に事業計画書が提出されています。

番号2と3につきましては、農業用のため池を作るための転用となります。このため池につきましては、平成27年11月16日にエコパークいずもぎきの第3期処分場建設での地元貢献策として出雲崎町、大字稲川、環境保全事業団の3者にて覚書が交わされた事業になります。完成後は地元の水利組合(中田川慣行水利権組合)と管理委託の協定書を結んで使用してもらう見込です。

またこの土地は、今までエコパーク出雲崎の第3期処分場建設工事の工事ヤードとして平成28年4月28日の総会にて一時転用の許可が降りております。この度工事ヤードとしての使用が終了をしたため、今回のため池への転用申請がされたものです。

なお、こちら農用地区域内(青地)であり、原則的に転用ができない農地となっております。ただし、農地法第5条第2項によると農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であれば転用ができることになっております。

この農用地利用計画上の用途区分について説明をいたします。まずこの農用地利用計画は「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づいて作られています。この農振法の第3条によると、農業用のため池は土地の保全や利用上必要な施設の用に供される土地(土地改良施設用地)として計

画上の「農用地等」に含まれるものとなります。よって転用し、農地法上の農地ではなくなっても農用地区域内のままとなります。

用途区分については、農振法の施行規則第4条の2第1項に定められています。転用前のこの土地は農地であったため、用途区分は「耕作の目的に供される土地」でした。これが土地改良施設用地となった場合、法律の運用ガイドラインである「農業振興制度に関するガイドライン」によると、その用途区分は隣接地の用途区分に応じて指定することとなっており、農用地区域内の隣接する農地（大字稲川字池ノ尻 859 番、862 番）が「耕作の目的に供される土地」であったため、転用前と変わらず「耕作の目的に供される土地」となります。

よって、農用地区域内ではありますが、農地法第5条第2項の但し書きにある「第1号イ つまり農用地区域内にある農地又採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき」に当てはまるため、転用の許可ができる、ということになります。

以上になります。

議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1 番 　許可が降りた場合、譲受人がため池を作ることになると思うが、最終的に誰のものになるのか。

4 番 　地元に寄付をする予定などは無いのか。

事務局 　譲受人に確認をしたが、完成後に寄付をするという話は無かった。あくまで譲受人所有で、利用・管理の協定を地元の水利組合と結ぶとのことでした。

議長 　各地区にあるため池の所有者は誰なのか。

事務局 　ほ場整備をしたため池については、町が所有し、地元が管理している。

4 番 　譲受人がため池を所有し続けた場合、地元の利用権が不安定ではないかと思う。

田中推進委員 　譲受人は農地を所有できるのか。

事務局 　譲受人は農地所有適格法人ではないため農地は所有できない。今回のケースにおいては第5条の許可を受け非農地となるものであるため、問題は無い。

議 長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 以上で議案第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議 長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

